

議案第16号

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月4日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部改正が必要な理由と概要

1 背景および趣旨

災害救助法に基づき国の支援対象となる被災住宅の範囲が、これまでの大規模半壊・半壊のみから一部損壊の世帯まで拡充されたことに伴い、鳥取県被災者住宅再建等支援条例が改正されたことから、この改正に伴う関連箇所について、町条例を改正する。

2 改正内容

(1) 一部損壊世帯への被災者住宅再建等支援金額の交付額(30万円以下)に以下の条件を付与する。

【条件】災害救助法に基づく応急修理を実施する場合、30万円を上限に国から支援を受けることができるよう見直されたため、この交付を受けることができる場合には、30万円から当該交付額を控除した額を限度として交付する。(例:災害救助法に基づく応急修理により20万円の交付を受けた場合、10万円を上限として交付する。)

(2) 被災者住宅修繕促進支援金の交付額について、次のとおり見直しを行う。

【改正前】 被害割合10%未満：2万円以下

【改正後】 (ア) 被害割合5%未満：2万円以下

(イ) 被害割合5%以上10%未満：5万円以下

【備考】日野町被災者住宅再建等支援条例に基づく損壊区分及び支援金の別

区分	被害の程度	支援金の別
全壊	・全壊したもの(被害割合50%以上のもの) ・半壊又は敷地被害により解体に至ったもの ・居住不能の状態が長期継続するもの	被災者住宅再建等支援金
大規模半壊	半壊し、大規模改修が必要なもの(被害割合40%以上のもの)	
半壊	被害割合20%以上のもの	
一部損壊	被害割合10%以上20%未満のもの	
一部損壊(軽微)	被害割合10%未満のもの	被災者住宅修繕促進支援金

日野町被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例
日野町被災者住宅再建等支援条例（平成20年日野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は市長が定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下この条及び第4条第2項第1号において「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(支援金の交付)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金を、同各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者住宅修繕促進支援金(被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金(別表第8号に係るものを除く。)の交付を受けない者(町長が定めるものに限る。)であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 半壊世帯 指定自然災害によりその居宅が損壊した世帯のうち、当該居宅の損壊に係る部分の床面積の延床面積に対する割合又は市長が定めるところにより算定した損壊に係る割合（以下この条において「被害割合」という。）が20パーセント以上のもの（前2号に掲げる世帯を除く。）をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(支援金の交付)</p> <p>第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金を、同各号に掲げる者に対し、予算の範囲内において交付する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者住宅修繕促進支援金(被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯(法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。)の世帯主又は当該居宅の所有者(被災者住宅再建等支援金(別表第8号に係るものを除く。)の交付を受ける者を除き、町長が定めるものに限る。)であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。)</p>

2 略

(給付金の額)

第4条 略

2 前条第1項第2号の被災者住宅修繕促進支援金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円

(2) 前号以外のもの 5万円

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
略				
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円(災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理(以下「住宅

2 略

(給付金の額)

第4条 略

2 前条第1項第2号の被災者住宅修繕促進支援金の額は、2万円以下とする。

別表(第3条、第4条関係)

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
略				
(6) 半壊世帯の居宅の補修	2年	半壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(100万円(単数世帯については、75万円)を限度とする。)
(7) 一部損壊世帯の居宅の補修	2年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者(町長が定めるものに限る。)	1年	補修に要する経費(30万円を限度とする。)

			の応急修 理」とい う。)がで きる場合 にあつて は、30万 円から当 該住宅の 応急修理 のために 支出され るべき費 用の額を 控除した 額)を限 度とする る。)					
略				略				
備考 略				備考 略				

附 則
この条例は、公布の日から施行する。